

地域特例対象確認書

以下の項目について該当する場合には、**事業主の方が**チェックをしてお答えください。

この確認書は、令和3年5月1日以降の休業について、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金における、地域特例(※1)の適用を受けるための適格性を確認するための書類です。

- 対象地域(※2)に所在する要請対象施設において就労する、下記の労働者を休業させた。
- 対象地域の属する都道府県知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて、対象地域ごとに設定された期間において、対象地域内に所在し、要請の対象となる当該労働者が役務を提供する施設において、要請の内容を満たす休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限、飲食物の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）を控えること又はカラオケ設備の利用自粛に協力している。
- 以下のいずれかの施設において休業を実施した（該当する施設の番号に○を付けてください）
1. キャバレー等の遊興施設の内、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食店
 2. 上記以外の客に飲食をさせる営業が行われる施設
 3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 4. 集会場又は公会堂
 5. 展示場
 6. 百貨店等の物品販売業を営む店舗
 7. ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
 8. 体育館等の運動施設又は遊技場
 9. 博物館、美術館又は図書館
 10. サービス業を営む店舗
 11. 遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業の許可を受けていない施設
- 催物（イベント等）に関する休業等の場合、催物は、対象地域ごとに設定された期間中に開催した或いは開催を予定していたが開催できなくなったものであり、対象労働者は開催縮小等がなされた催物に従事する（予定であった）ものであった。

※1 9,900円である支援金・給付金日額の上限を、11,000円に引き上げる特例です。そのため、支援金・給付金日額が9,900円に達しない方はこの書類の提出は必要ありません。

※2 対象地域とは、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域を指します。詳細は厚生労働省HPをご参照ください。

令和 年 月 日

対象労働者氏名 _____

事業主名 _____